# 福井県

# 治療と仕事の両立 にかかる支援の取組

(2022年度~2026年度)

福井県地域両立支援推進チーム



# 目次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	福井県における治療と仕事の両立を取り巻く状況・・	•	•	•	•	•	•	•	2
3.	治療と仕事の両立を支援するための取組・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	4
4.	福井県治療と仕事の両立支援活動計画に基づく取組・	•	•	•	•	•	•		5
<参	*考資料>治療と仕事の両立支援に関する実態調査結果	•		•				•	9

# 福井県地域両立支援推進チームについて

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、福井県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として、平成29年に設置しています。

参集者は以下のとおりです。

- - - - - 参 集 者 - - -

福井県経営者協会
一般社団法人福井県医師会
福井県済生会病院
福井赤十字病院
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター
福井県社会保険労務士会
一般社団法人日本産業カウンセラー協会
福井労働局労働基準部健康安全課

日本労働組合総連合会福井県連合会福井県健康福祉部保健予防課福井県立病院福井大学医学部附属病院福井産業保健総合支援センター福井県医療ソーシャルワーカー協会特定非営利活動法人日本キャリア開発協会

# 1. はじめに

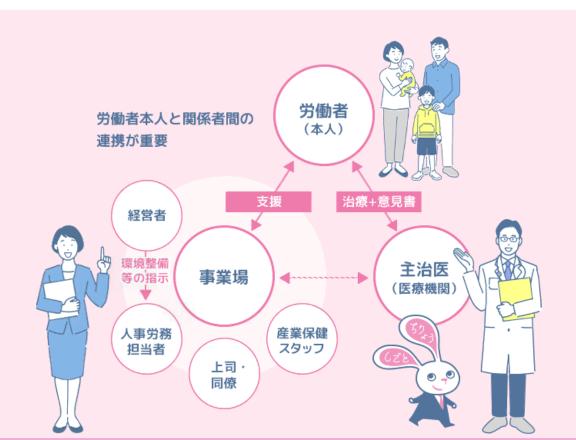
これまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前のとおりには働けなくなるケースが出てきます。その場合、治療に専念することになるか、あるいは、治療しながら働くことができるのかはケースバイケースですが、治療しながら働くことを希望する人にとっては、治療と仕事を両立させることができるかどうかは大きな問題です。

一方で、働く人の職場、とりわけ、人事労務担当者や産業保健スタッフ、そして、共に働く上司や同僚にとっても、治療と仕事の両立支援は重要な課題です。 治療をしながら働きたいという思いがあり、主治医によってそれが可能だと判断 された人が働けるような環境の整備が求められています。

福井県においては、こうした治療をしながら働きたいと考えている人のための支援を行うため、福井県地域両立支援推進チームを設置し、治療をしながら働きたいと思っている方だけでなく、事業場の人事労務担当者や産業保健スタッフ、医療機関の関係者を対象に、積極的な支援を行うこととしています。

# 支援体制





# 2. 福井県における治療と仕事の両立を取り巻く状況

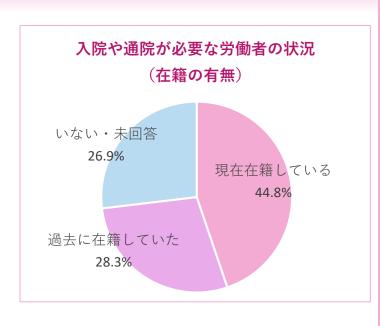
# (1) 多くの労働者が入院や通院を 必要としています

福井県においても、入院や通院が必要な労働者が現在在籍しているまたは過去に在籍していたとする事業場の割合は多い状況にあります。

入院や通院が必要な疾患としては、がん、メンタルヘルス、糖尿病といったものが多くなっています。

整備を行う余地もあります。

→ 詳しくはP10参考資料1(2)をご覧 ください



# (2) 多くの事業主が入院や通院が必要な労働者に仕事を続けてほしいと考えて います

入院や通院が必要な労働者について、何らかの形で仕事を続けてほしいと考えている事業主は多く、積極的な支援を検討している事業主も一定数います。 一方で、本人が退職を望むのであればやむを得ないと考える事業主や、他の 労働者に負担が生じることは望ましくないと考えている事業主も一定数いることから、入院や通院が必要な労働者が仕事を続けられるように、更なる環境の

→ 詳しくはP10参考資料2(1)、2(2)をご覧ください

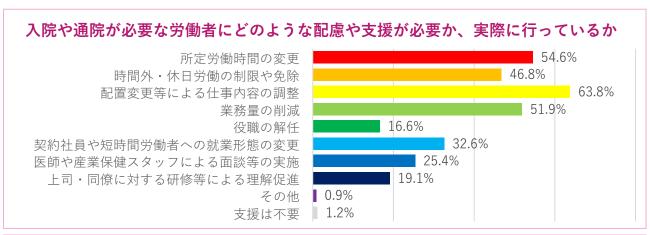
# 入院や通院が必要な労働者が仕事を続けることについての考え方 以前と同様の仕事ができる場合は続けてほしい 30.0% 以前と同様の仕事ができなくても続けてほしい 67.0% 本人が退職を希望するのであれば仕方ない 1.0% その他 1.6%



# (3) 入院や通院が必要な労働者が仕事を続けていくために労働環境の整備が求められます

入院や通院が必要な労働者が仕事を続けていくためには、事業場において、 相談窓口や勤務制度を整備したうえで、労働者の個々の事情に応じた就業上の 配慮を行っていくことが有効です。

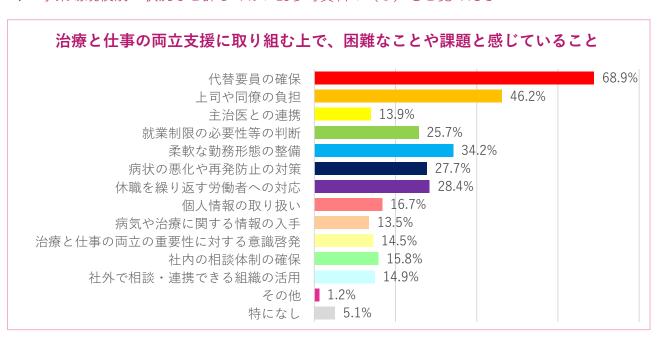
→ 事業場規模別の状況など、詳しくはP13参考資料4(1)、4(2)をご覧ください





一方で、入院や通院が必要な労働者が仕事を続けていくうえで、事業主が課題 であると考えている事項も少なくありません。

→ 事業場規模別の状況など詳しくはP13参考資料4(3)をご覧ください



# 3. 治療と仕事の両立を支援するための取組

## (1) 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

厚生労働省において、『事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン』を作成し、支援に当たっての留意事項や準備事項、支援の進め方などを紹介しています。

ガイドラインは、福井労働局や産業保健総合支援センターで配布しているほか、ダウンロードすることも可能です。

ガイドラインの ダウンロードは こちら



#### 両立支援において気を付けなくて はいけないことはありますか?

⇒ 労働者本人の健康状態等を 踏まえた就業上の措置の必要 性や、個人情報の保護など、 留意事項を紹介しています。

#### 両立支援のためにどのように労働 環境を整備するべきでしょうか?

⇒ 相談窓口の明確化、有効な 休暇制度や短時間勤務等の勤 務制度の整備など有効な事項 を紹介しています。



# 具体的に両立支援をどのように進めればいいのでしょうか?

- ⇒ 労働者の申し出から就業上 の措置の実施までの流れを示 しています。
- ⇒ 両立支援を行う上で必要な 医療機関や事業主との情報共 有に有効な様式や、両立支援 を効果的に行うための支援プ ランの作成例などを紹介して います。

# 疾病の種類に応じて気を付けることはありますか?

⇒ がんやメンタルヘルス、脳 卒中など、代表的な疾病とこれに応じた両立支援における 留意事項を紹介しています。

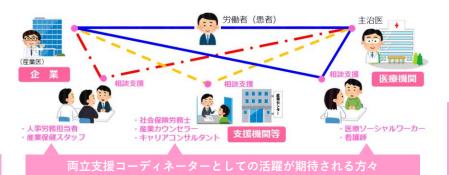
#### 両立支援を行うために活用できる支援制度はありますか?

⇒ 労働者の本人に対する療養費用に係る支援制度や生活支援 制度、両立支援を行おうとする事業主に対する支援制度な どを幅広く紹介しています。

# (2) 両立支援コーディネーター

治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援するため、両立支援コーディネーターにより、治療に関する情報や業務に関する情報の交換など必要な調整を行うことが有効です。

両立支援コーディネーターの育成を図るため、独立行政法人労働者健康安全機構において、養成研修を実施しています。



コーディネーター 養成研修の案内は こちら



# 治療と仕事の両立支援の流れ



#### 働く人(患者)

# 企業・事業者



#### 医師・医療機関



# 1 仕事に関する情報の提供

労働者(患者)は、治療と仕事の両立支援が必要となった場合、まずは自らの仕事に関する情報について「勤務情報提供書」等を作成して主治医に提供します。

※産業保健スタッフや、労務管理担当者も 必要に応じて協力します



## 2 主治医意見の提供

次に、主治医から「主治医意見書」等で、支援 に必要な以下に関する情報の提供を受けま す。

- ア:症状、治療の状況
- イ:退院後 / 通院治療中の就業継続の 可否に関する意見
- ウ:望ましい就業上の措置に関する意見
- エ:その他配慮が必要な事項に関する意見



# 3 主治医意見の提出

主治医から収集した「主治医意見書」等の 情報を事業者に提出し、両立支援を申し出 ます。



# 4 産業医等の意見聴取

事業者は、産業医等から意見を聴取し、主 治医の意見や労働者(患者)本人の要望を 勘案し、具体的な支援内容について検討し ます。

#### 入院等による休業を要さない場合の対応

# 「両立支援プラン」の策定

治療をしながら就業を継続するための「両立支援プラン」を策 定します。

#### 入院等による休業を要する場合の対応

# 7 休業開始前の対応

事業者は、休業に関する制度と休業可能期間、職場復帰の手順等について情報提供を行います。労働者(患者)は、休業申請 書類を提出し、休業を開始します。

# 6 「両立支援プラン」の実行

周囲の同僚や上司等に対して、必要な情報に限定した上で可能な限り開示し、理解を得ながら「両立支援プラン」を実行します。

# 8 「職場復帰支援プラン」の策定

疾病が回復した際には、配置転換も含めた職場復帰の可否を判断し、労働者(患者)が職場復帰するまでの「職場復帰支援プラン」を策定します。

※治療の経過によっては、必要な措置や配慮の内容、時期・期間が変わることもあるので、 適時労働者に状況を確認し、必要に応じてプラン、就業上の措置及び治療に対する配慮を見直すことが必要です。

# 4. 福井県治療と仕事の両立支援活動計画に基づく取組

福井県地域両立支援推進チームでは、福井県の企業等において疾病等の治療を要する労働者が治療と仕事を両立することがしやすい環境を整えることを目的として、「福井県治療と仕事の両立支援活動計画」を策定し、以下の目標を定め、治療と仕事の両立を支援するための取組を行うこととしています。

## 計画目標

## 【目標1】福井県における両立支援制度の認知度の向上

福井県の事業場及び福井県で就労する労働者並びに医療関係者を対象に、ガイドラインの認知度の向上を図るとともに、コーディネーターを増加させます。

## 【目標2】両立支援推進事例の収集

治療と仕事の両立支援の課題となる、業務負担の調整や勤務制度整備について、参考となる事業場の取組を水平展開するため、治療と仕事の両立に積極的な事業場に支援制度を紹介するとともに、取組事例を収集し、公表することとします。

# 計画に基づく取組

(1) 個別の訪問により治療と仕事の両立支援のためのガイドラインをはじめ とした支援制度について説明します。

治療と仕事の両立に関心のある事業場に対して、直接訪問し、治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの内容や、両立支援コーディネーター制度など、各種支援制度の内容について説明し、理解や関心を深めます。

これから治療と仕事の両立を行うための労働環境の整備を考えている事業場、すでに治療と仕事の両立に取り組んでいる中で課題を感じている事業場なども含め、幅広く対応します。

# (2) 両立支援コーディネーターの育成を図ります

治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などのコ ミュニケーションが円滑に行われるよう支援を行う両立支援コーディネー ターのさらなる活躍が期待されます。

産業カウンセラーや社会保険労務士、企業の人事労務担当者などを中心 に、両立支援コーディネーター養成研修の受講を勧奨します。

また、両立支援コーディネーターの活動内容について、一層の理解を得る ため、両立支援コーディネーターの活動内容を福井労働局のホームページで 紹介します(ページ下のORコードをご利用ください)。

# (3)研修会やイベントを活用して治療と仕事の両立にかかる制度の周知や理 解の促進を図ります

医療従事者の研修会や、労働安全衛生の各種説明会などの機会を活用し て、治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの内容や、両立支援コー ディネーター制度など、各種支援制度の内容について説明し、理解や関心を 深めます。

各年度におけるイベント等の情 報は福井労働局のホームページで 公表を予定しています(ページ下 のQRコードをご利用ください)。

# (4)相談窓口による相談対応を 行います

現在治療中の労働者を中心に 治療と仕事の両立について、様々 な不安や疑問を解消するため、 相談窓口を設け、相談対応を行い ます。

最新の相談窓口にかかる情報は 福井労働局のホームページで紹介 します(ページ下のORコードを ご利用ください)。

福井労働局のホーム –ジ(治療と仕事 の両立)こちら



#### <相談窓口一覧>

※2022年3月時点のものです

■福井産業保健総合支援センター (専門家が事業場へお伺いすることもできます)

0776-27-6395 月~金 8:30~17:15

#### 両立支援促進員(社会保険労務士)による出張相談窓口

■福井県済生会病院 よろず相談外来

0776-23-1111

■福井県立病院 がん相談支援センター

■福井赤十字病院 がん相談窓口

0776-54-5151 第1火曜日 10:00~13:00 0776-36-3673

■福井大学医学部附属病院 がん相談支援センター

0776-61-3111 第1金曜日 14:00~17:00

■敦賀医療センター がん相談支援センター

第2火曜日 10:00~13:00

#### 病気や障害があっても就職したい!

■ハローワーク福井 (長期療養者就職支援担当) 0776-52-8155

■ハローワーク敦賀 (長期療養者就職支援担当) 0770-22-4220

#### 勤務条件・制度について相談をしたい!

■福井労働局 総合労働相談コーナー 0776-22-3363

■日本労働組合 総連合会福井県連合会 0120-154-052

■福井県 社会保険労務士会

0776-21-8157

#### がん、肝疾患、難病に関する対策・相談

#### ■福井県

#### 健康福祉部保健予防課

0776-20-0349

難病支援センター

0776-52-1135

#### お仕事の悩み相談

■ (一社) 日本産業 カウンセラー協会 中部支部北陸事務所 076-224-9303

■NPO法人日本 キャリア開発協会

JCDA 両立支援 検索

# (5) 治療と仕事の両立に取組む事業場の事例を紹介します

すでに福井県において治療と仕事の両立に 取り組んでいる事業場の取組事例を福井労働局 のホームページにて紹介します。

福井労働局のホームページ(治療と仕事の両立)こちら



#### 福井県における取組事例

#### 〇事業場 ・・・ 社会福祉法人恩賜財団済生会 福井県済生会病院

#### ○職場復帰を支援するための取組

● がんをはじめとした傷病が生じた職員について、職場の所属 長が中心となり、産業医及び休職中の職員と緊密な連携を取 りながら「職場復帰支援プラン」を作成



- 職場復帰支援プランの策定に当たって、以下のような情報収集を行っている。
  - ① 職員の職場複帰に対する意思確認
  - ② 産業医等による主治医からの意見収集
  - ③ 職員の病状の回復状況、業務遂行能力、家族からの情報
  - ④ 業務及び職場での適合性、作業環境や同僚等による支援体制
  - ⑤ 職員の治療に関する問題点、本人の行動特性 等
- 収集した情報を基に、以下の項目を検討し具体的な支援プランを作成
  - ① 職員の職場復帰から通常勤務までのスケジュール(原則 6 か月)
  - ② 所属長による就業上の配慮 (業務サポートの内容・方法、業務内容と業務量の変更、治療上必要な配慮)
  - ③ 人事労務管理上の対応等 (配置転換の有無や異動の必要性、勤務体制の変更可否、産業医等によるフォローアップの方法等)

#### <職場復帰支援プランの様式>

<がんの治療を要する看護師に対する支援例>

#### 職場復帰支援計画書

1. 職場復帰日 令和 00 年 00 月 00 日

2. 就業日時 00:00 ~00:00 (月~金) ※土日祝日除く

3. 就業プログラム

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階			
期間 月 日~ 月 日	期間 月 日~月日	期間 月 日~ 月 日	期間 月 日~ 月 日			
勤務時間 00:00 ~ 00:00 (0時間)	勤務時間 00:00 ~ 00:00 (0時間)	勤務時間 00:00 ~ 00:00 (0時間)	勤務時間 00:00 ~ 00:00 (0時間)			
	勤務時間 00:00 ~ 00:00 (0時間)	勤務時間 00:00 ~ 00:00 (0時間)				
		/ ()日本日本	月単位で勤務			
部署	部署	部署 2ヶ月目以降の勤 務時間は選択制				
作業内容	作業内容	作業内容	作業内容			

- 1) 各段階を上がるときに、所属長が面談を行う
- 2) 面談後、就業時間を確認する(体調がよく本人の意欲があれば延長を考慮する)
- 3) 第2段階までは、作業補助として、主に職場に慣れてもらうことを中心に支援す
- 4)業務上の管理監督者は、作業する部署の担当者とし、業務遂行能力や本人の労働 意欲、問題点等について、所属長に報告する
- 5) 第4段階終了後、本人の意思、就業状況を加味し、可能と判断すれば正規に部署 配属を行う
- 6) 部署配属後も定期的に部署長は本人と面談し、継続的に就業支援を行う

平成 9月 初診、職員から疾病の報告あり 27年 \_\_\_\_\_\_\_

10月 手術を伴う入院加療、化学療法、放射線治療のため、規程に基づき、3か月の病気休暇と4か月の休職取得

平成 5月 主治医より、加療継続中であるが短時間勤務で 28年 の復職は可能との診断と職員本人からの復職へ の強い意思表示があり、**職場復帰支援プランを** 作成

> 6月 職員の病状を踏まえ、業務内容や勤務時間を検 討し4時間での勤務開始

> > 現部署では処置業務が多いため、**身体的に負担** の少ない部署へ配置換し、事務的業務から開始

1週間ごとに看護部長と面談し体調面や精神面の 確認

勤務時間の延長については、**主治医の意見や本人の意思確認**(4時間勤務から6時間勤務へと切替)

7月 定期的な面談を行い、体力的にも回復(6時間勤務から8時間勤務へと切替)

元の部署での業務を実施するための体制を整備 し、業務内容も注射や採血、処置の介助等の看 護業務を段階的に増やした

- 8月 体調に合わせた柔軟な支援体制の構築を図りつ つ、職場復帰支援プランに沿った支援終了
- 9月 元の部署に配置換

# <参考資料>治療と仕事の両立支援に関する実態調査結果

#### ○調査の概要

#### 1 調査の目的

令和3年に福井産業保健総合支援センターにおいて実施した調査。

本調査は、各事業場における治療と仕事の両立支援に関する取組を進めていくための必要な支援を実施する上で、各事業場における業務に起因して労災保険の支給対象となる疾病等(労働災害)以外の疾病等(私傷病)により入院又は退院が必要な労働者(以下「対象労働者」という。)の状況及び対象労働者に対する事業場の支援状況等を把握し適切な支援を実施するための基礎資料とすることを目的とするもの。

#### 2 調査の範囲及び対象

福井県内の労働者数が20名以上の事業場(令和2年9月時点で把握)1,981件に対して調査を実施し、回答があった669件(回収率33.8%)の調査結果を取りまとめた。

#### 3 調査結果の表記について

- (1) 「0.0%」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- (2) 「-%」は該当する数値がない場合を示す。
- (3) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

#### 【回答事業場の内訳】

(1) 日本標準産業分類大分類に基づく業種分類

農業・林業	0.6%
鉱業、採石業、砂利採取業	0.4%
建設業	14.1%
製造業	25.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.7%
情報通信業	2.2%
運輸業、郵便業	6.0%
卸売業、小売業	11.2%
金融業、保険業	1.8%
不動産業、物品賃貸業	0.7%
学術研究、専門・技術サービス業	2.1%
宿泊業、飲食サービス業	2.2%
生活関連サービス業、娯楽業	1.5%
教育、学習支援業	2.1%
医療、福祉	19.4%
複合サービス業	0.4%
サービス業(他に分類されないもの)	9.3%

業種別では、「製造業」、「医療、福祉」、「建設業」、「卸売業、小売業」の順に構成率が高い。労働者数別では、労働者数の少ない事業場の構成率が高い。

#### (2) 労働者数別の回答事業場数

30人未満	42.0%
30人~49人	26.3%
50人~99人	17.5%
100人~199人	8.8%
200人~299人	2.2%
300人以上	3.1%



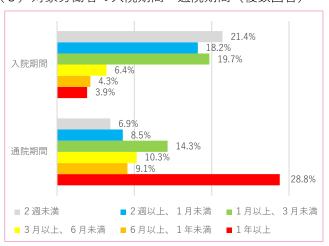
#### ○結果の概要

#### 【1 対象労働者の状況】

(1) 対象労働者の所属の有無(単回答)

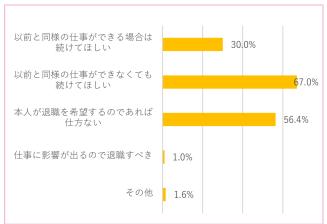


(3) 対象労働者の入院期間・通院期間(複数回答)

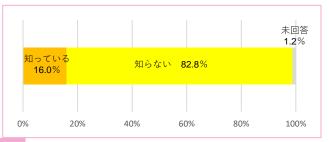


#### 【2 対象労働者に対する支援等の必要性について】

(1)対象労働者が仕事を続けることに対する事業場の 考え方(複数回答)



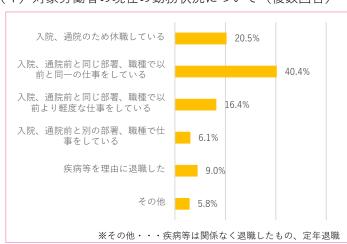
(3)治療と仕事の両立支援に関して外部機関による支援を受けられることの認知状況(単回答)



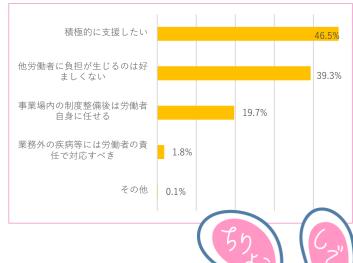
(2) 対象労働者がり患した疾病について(複数回答)



(4) 対象労働者の現在の勤務状況について(複数回答)



(2)対象労働者が仕事を続けられるような支援や配慮の 必要性に対する事業場の考え方(単回答)

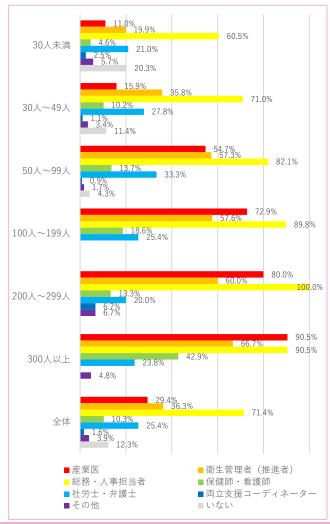


#### 【 3 事業場の体制について】

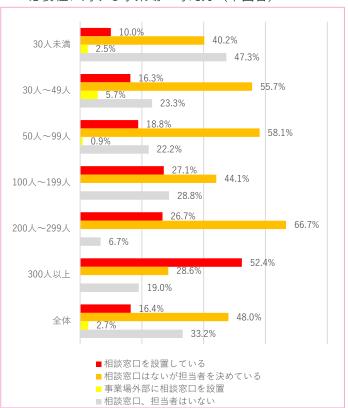
(1) 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の認知状況(単回答)



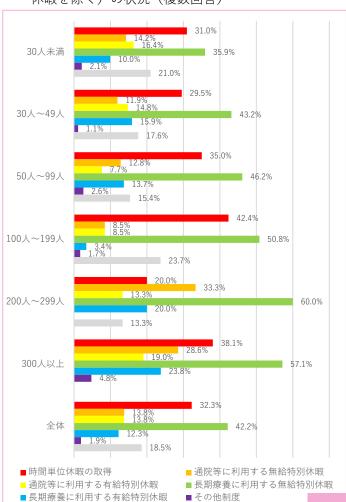
(3) 対象労働者の対応を行う事業場のスタッフの 分布状況(複数回答)



(2) 対象労働者が仕事を続けられるような支援や配慮の 必要性に対する事業場の考え方(単回答)

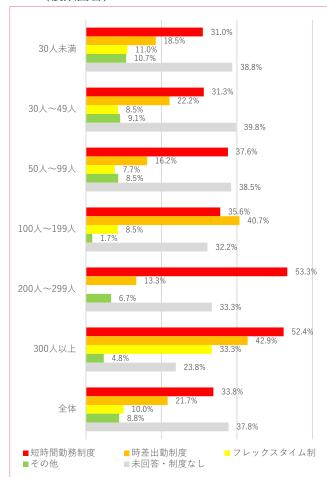


(4) 対象労働者が利用できる休暇制度(法定の年次有給 休暇を除く)の状況(複数回答)

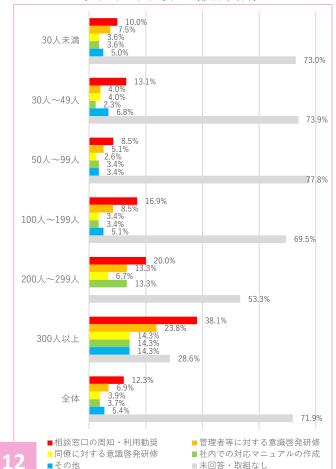


■未回答・制度なし

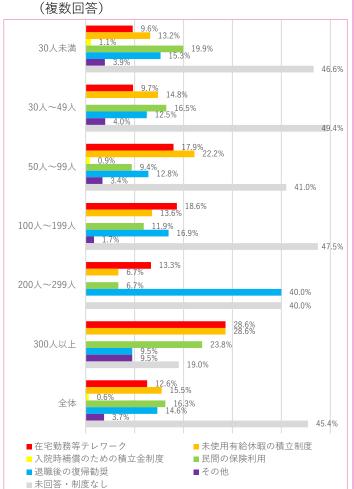
#### (5) 対象労働者が利用可能な労働時間制度の状況 (複数回答)



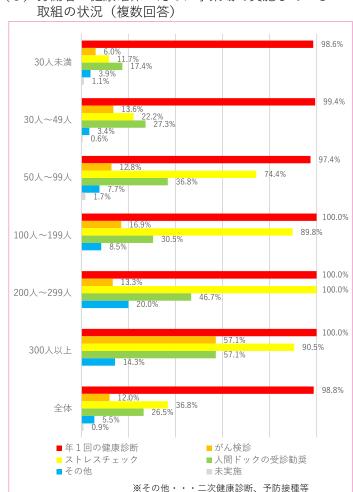
#### (7)対象労働者が利用できる制度以外での両立支援に かかる事業場の取組状況(複数回答)



# (6) その他対象労働者が利用できる制度の状況

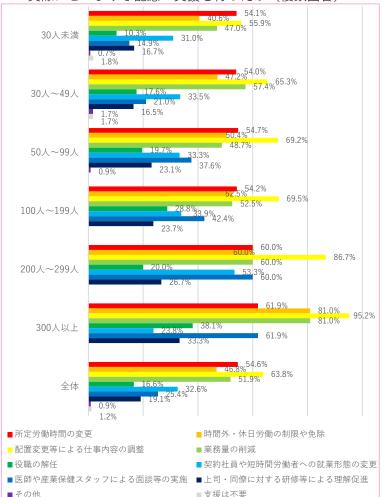


# (8) 労働者の健康確保のために事業場で実施している

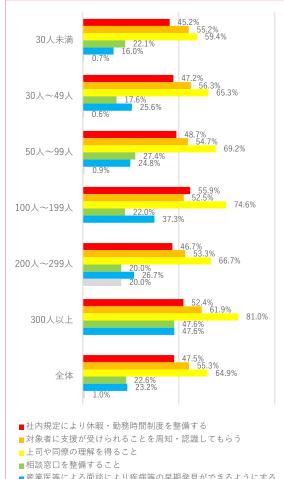


#### 事業場における実際の対応状況について】

(1) 対象労働者に対してどのような配慮・支援が必要か、 実際にどのような配慮・支援を行ったか(複数回答)



(2) 対象労働者が安心して働くために、 必要と考える取組内容(複数回答)



■産業医等による面談により疾病等の早期発見ができるようにする

■その他

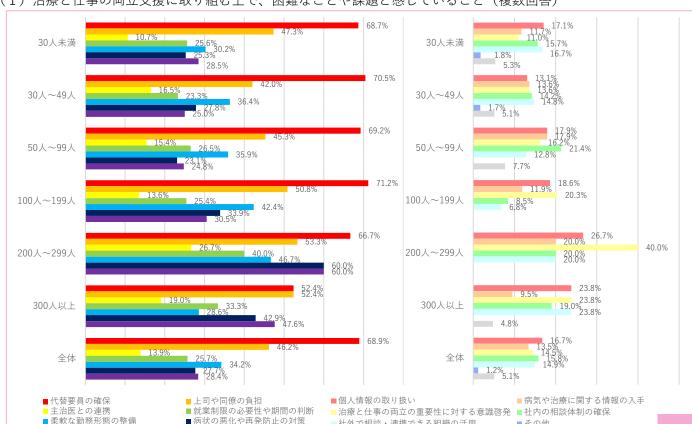
■その他

## 取組に関する課題】

休職を繰り返す労働者への対応

(1)治療と仕事の両立支援に取り組む上で、困難なことや課題と感じていること(複数回答)

■病状の悪化や再発防止の対策



=特になし

■社外で相談・連携できる組織の活用

治療と仕事の両立支援に関する詳細な情報については 以下のポータルサイトもご活用ください

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

